

## 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&amp;A

## サービス内容について

No	質問項目	質問内容	回答
1	生活支援型訪問サービスのサービス内容について	生活支援型訪問サービスで提供ができるサービス内容は何か。	掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(生活援助)のみです。生活支援型訪問サービスにおいても、介護予防に重点を置いた自立支援のためのサービス提供が重要となってきます。本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族、地域住民による支え合いや他の福祉サービス等を勘案した上で提供します。
2	同居家族がいる場合の生活支援型訪問サービスの提供について	同居家族がいる場合の生活支援型訪問サービス提供については、どのような考え方がか。	訪問介護サービス提供の考え方(同居家族等がいる場合の生活援助等に対する考え方)(平成20年1月25日)と同様の考え方です。
3	訪問介護相当サービスと生活支援型訪問サービスのサービス提供時間について	訪問介護相当サービスと生活支援型訪問サービスのサービス提供時間はどのくらいか。それぞれで考え方は異なるのか。	どちらのサービスについても、地域包括支援センター等が利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、適切な利用時間の設定を行います。ただし、生活支援型訪問サービスについては、生活援助のみの提供という性格上、60分以内となります。
4	訪問介護相当サービスと生活支援型訪問サービスのサービス提供回数について	訪問介護相当サービスと生活支援型訪問サービスのサービス提供回数について、どのように考えればよいのか。	訪問介護相当サービスについては、要支援1の方もしくは事業対象者については、週1～2回程度、要支援2の方は週1～3回程度の利用区分の範囲内で地域包括支援センター等が利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、適切な利用回数等の設定を行います。生活支援型訪問サービスについては、要支援1・2及び事業対象者のいずれの状態区分でも週2回の範囲内で地域包括支援センター等が利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、適切な利用回数等の設定を行います。
5	通所介護相当サービスと短時間型通所サービスのサービス提供時間について	通所介護相当サービスと短時間型通所サービスの提供時間について、どのように考えればよいのか。	短時間型通所サービスは、施設所在地が宇治市内であってサービス提供時間が2時間以上5時間未満の事業所が位置付けられます。通所介護相当サービスは、施設所在地が宇治市内であってサービス提供時間が5時間以上の事業所、もしくはサービス提供時間にかかわらず施設所在地が宇治市外の事業所が位置付けられます。
6	通所介護相当サービスと短時間型通所サービスのサービス提供回数について	通所介護相当サービスと短時間型通所サービスの提供回数について、どのように考えればよいのか。	通所介護相当サービスについては、地域包括支援センター等が利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数等の設定が行われるものと考えており、一律に上限や標準利用回数を定めることは考えていません。短時間型通所サービスについては、要支援1・2及び事業対象者のいずれの状態区分でも週2回の範囲内で地域包括支援センター等が利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数等の設定を行います。

事業所指定について

No	質問項目	質問内容	回答
1	宇治市外の事業所の指定について	宇治市の被保険者が宇治市外の訪問型サービス・通所型サービスの事業所でサービスを利用する場合、事業所の指定は受けられるのか。	原則、宇治市内に居住し、すでに介護予防訪問介護(訪問介護相当サービス(みなし))もしくは介護予防通所介護(通所介護相当サービス(みなし))を利用しており、継続して同一事業所で利用が必要な場合にのみ指定を行います。みなし指定を受けている事業所については、平成30年3月末でみなし指定の指定有効期間が終了するため、指定更新の際に、前述のケースに当てはまる利用者について属人で指定を行います。

報酬について

No	質問項目	質問内容	回答
1	サービスコードについて	報酬を算定する場合のサービスコードを教えてください。	<p>A1:訪問介護相当サービス(みなし)                      A2:訪問介護相当サービス                      A3:生活支援型訪問サービス                      A5:通所介護相当サービス(みなし)                      A6:通所介護相当サービス                      A7:短時間型通所サービス</p> <p>サービスコードは、上記のとおりです。                      短時間型通所サービス・生活支援型訪問サービス・平成27年4月以降に指定を受けている事業所については、指定を受けた区分に対応するコードで請求を行います。                      平成27年3月以前に指定を受けている事業所(みなし事業所)については、平成29年度中はA1・A5のみなしコードを選択します。                      本市より指定(指定更新)を受けた時点で、A2・A6に移行するため、みなし事業所については、平成30年4月からはA2・A6で請求を行います。</p>
2	総合事業への移行パターンについて	予防給付から総合事業への移行パターンについて教えてください。	<p>みなし事業所については、利用者の認定有効期間の終了に合わせて、予防給付から総合事業へ移行します。                      みなし事業所以外及び短時間型通所サービス事業所については、平成29年4月から移行します。</p>
3	初回加算について 【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス】	初回加算を算定できる場合とは、どういう場合か。	<p>初回加算は過去二月に当該指定訪問介護相当サービス事業所(当該指定生活支援型訪問サービス事業所)からサービスの提供を受けていない場合に算定されますが、この場合の「二月」とは暦月(月の初日から月の末日まで)によるものとします。例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護相当サービス(指定生活支援型訪問サービス)を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護相当サービス(指定生活支援型訪問サービス)の提供を受けていない場合となります。                      また、次の点にも留意してください。                      一体的に運営している指定訪問介護事業所の利用実績は問わないこと。                      一体的に運営している指定生活支援型訪問サービス事業所(指定訪問介護相当サービス事業所)の利用実績は問わないこと。</p>

No	質問項目	質問内容	回答
4	介護予防訪問介護から訪問介護相当サービスに移行した場合の初回加算について	介護予防訪問介護から訪問介護相当サービスに移行した場合、初回加算は算定できるのか。	介護予防訪問介護から訪問介護相当サービスへの移行は、総合事業開始に伴う移行のため、初回加算の算定はできません。ただし、介護予防訪問介護から生活支援型訪問サービスに移行する場合は、算定は可能です。
5	事業対象者に該当した同日に、認定申請を行った場合の請求について	事業対象者に該当した同日に認定申請を行った場合、請求はどのタイミングで行えるのか。 事業対象者に該当した同日に認定申請を行い、結果、要支援1もしくは要支援2となった場合、どの区分で請求を行うのか。 事業対象者に該当した同日に認定申請を行い、結果、要介護認定となった場合で、先行して総合事業のサービスを利用していた際の請求はどのようになるのか。	事業対象者に該当した同日に認定申請をおこなった場合、申請中の扱いとなるため、要支援・要介護状態区分が確定した後請求することになります。 また、事業対象者に該当しており、その後途中で認定申請をおこなった場合も同様の取り扱いとなります。 事業対象者に該当した同日に認定申請を行い、結果、要支援1もしくは要支援2となった場合、要支援1もしくは要支援2の区分で請求を行ってください。 事業対象者に該当した同日に認定申請を行い、結果、要介護認定となった場合で、先行して総合事業のサービスを利用していた際には、居宅サービス計画作成依頼届出の届出日までは、事業対象者として請求することができます。
6	月額報酬の日割りの考え方	総合事業の指定サービスにおいて、月額包括報酬の単位とした場合の日割り請求の考え方に、利用者との契約開始・利用者との契約終了の事由が含まれているが、例えば、4月28日に契約し、5月8日からサービスを開始した場合、契約を4月にかわしているため、契約日から起算して28日から3日分を日割りで算定することはできるのか。	本市において、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは月額包括報酬です。訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス共に、利用者に対しサービスを提供した場合に報酬を算定できるため、サービス利用のない月の報酬は算定できません。したがって、質問の例の場合は、4月28日から3日間については日割りで算定することはできず、5月から算定することとなります。例えば、5月5日に契約をかわし、5月8日からサービスを開始した場合には、5日から日割りで請求することとなります。

その他

No	質問項目	質問内容	回答
1	障害福祉サービスとの適用関係について	サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスを優先して受けることになるが、総合事業に関しても同様か。	総合事業(地域支援事業)についても、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当するサービス等がある場合は、基本的には相当するサービス等を優先して受けることとなります。
2	住所地特例対象者の総合事業利用について	住所地特例対象者は、総合事業の利用ができるのか。	住所地特例対象者は、当該者が居住する施設が所在する市町村(施設所在市町村)の総合事業が利用できます。